

本事務連絡のポイント

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しているため、感染者等に対する偏見や差別への対応、出席停止等の取扱いについて、これまで「新型コロナウイルス感染症に対応した持続可能な学校運営のためのガイドライン」等でお示ししていた内容を、改めてお知らせいたします。なお、厚生労働省及び文部科学省からも同旨の事務連絡を発出しております。

事 務 連 絡  
令和 2 年 12 月 11 日

都道府県  
各 指定都市 認定こども園担当課 御中  
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官付  
(認定こども園担当)

医療従事者等の子どもに対する認定こども園における新型コロナウイルスへの  
対応に関する取扱いの徹底について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応については、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて」（令和2年6月8日付け内閣府事務連絡）等によりお示ししているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、一部の地域では医療体制がひっ迫している状況であること等を踏まえ、このたび、厚生労働省より、「医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応に関する取扱いの徹底について（令和2年12月10日付け事務連絡）」（別添1）、文部科学省より、「医療従事者等の子どもに対する幼稚園における新型コロナウイルスへの対応に関する取扱いの徹底について（令和2年12月11日付け事務連絡）」（別添2）が発出されましたのでお知らせします。

つきましては、これらの内容をご確認の上、適切に対応いただくようお願いいたします。特に、園児の感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合、発熱等の症状がみられる場合には出席停止の措置や登園を避けるよう要請することとしていますが、保護者の職業や勤務先の状況のみをもって、当該保護者の子どもを濃厚接触者に特定された園児と同様の状況にあるとみなし、登園を避けることを要請することは

適切な取扱いとは言えないことに留意いただくとともに、医療従事者等の子どもに対する偏見や差別が生じないように、十分な配慮をお願いいたします。

また、このことについて、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、別添１については厚生労働省子ども家庭局保育課から保育所等（保育所型認定こども園を含む。）に対して、別添２については文部科学省初等中等教育局幼児教育課、同健康教育・食育課から幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）に対して、それぞれ周知するよう各都道府県等の関係部局に依頼していることを申し添えます。

（本件担当）

内閣府子ども・子育て本部参事官付

（認定こども園担当）

Tel：03（6257）3095

Fax：03（3581）2521

事 務 連 絡

令和2年12月10日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$  保育主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応  
に関する取扱いの徹底について

これまで、新型コロナウイルス感染症への対応については、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第七報）（令和2年9月15日現在）（令和2年9月15日事務連絡）（以下単に「Q&A」という。）」等により考え方をお示しするとともに、医療従事者等の子どもに対する保育所等の対応については、「医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年4月17日事務連絡）」（別添）によりお示したところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、一部の地域では医療提供体制がひっ迫している状況であること等を踏まえ、特に留意いただきたい点を下記のとおり整理しました。

つきましては、管下の保育所等（都道府県におかれては管内市区町村）に対し、本事務連絡の内容を御了知いただくとともに、適切な対応を再度徹底していただくよう、周知をお願いします。

記

1 登園を避けるように要請する目安について

子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合や発熱等の症状がある場合には、当該子どもの保護者に対し、登園を避けるよう要請することとしているが、保護者の職業や勤務先の状況のみをもって、当該保護者の子どもを濃厚接触者に特定された子どもと同様の状況にあるとみなし、登園を避けるよう要請

することは適切な取扱いとはいえない。引き続き、市区町村や関係者等においては、医療従事者等の子どもに対する偏見や差別が生じないように、十分配慮すること。(Q&A 問3・問6 関係)

## 2 医療従事者等の子どもの預かりが必要な者への対応について

感染した子どもが、症状が出ている状態で登園していたこと等により、臨時休園を行う場合や、市区町村の判断に基づき登園回避の要請等を行う場合においても、医療従事者等の子どもについては、保育の提供が必要な場合の対応として、代替保育の提供を検討いただくよう、各市区町村にお願いしているところ。(Q&A 問8 関係)

医療需要が増大していること等に鑑みて、子どもの預け先がなくなること、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職をせざるを得ないような状況が発生しないよう、引き続きこの対応を徹底すること。

## 3 医療従事者等の子どもの保育を提供する市町村の責務について

新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中であっても、医療従事者をはじめ社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者の子どもを含む、保育所等における保育を必要とする者に必要な保育が提供されることは重要である。児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項により、市区町村が保育の実施責任を負っていることを踏まえ、各市区町村においては、管内の保育所等を利用する子どもに対して、適切に保育を提供する体制が維持されるよう、引き続き、管内の保育所等への指導等を徹底すること。

(参考：厚生労働省ホームページ [新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）](#))  
問3 濃厚接触者とはどのような人でしょうか。濃厚接触者となった場合は、どんなことに注意すればよいでしょうか。

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。接触確認アプリを利用いただくと、陽性者と、1m以内、15分以上の接触の可能性がある場合に通知が行われ、速やかな検査や治療につながります。詳しくは [こちら](#) をご覧ください。

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後 14 日間は、健康状態に注意を払い（健康観察）、不要不急の外出は控えてください。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見は[こちら](#)をご覧ください。

また、速やかに感染者を把握する観点から濃厚接触者についても原則検査を行う方針としています。（<https://www.mhlw.go.jp/content/000635506.pdf>）

なお、検査結果が陰性となった場合であっても、感染した方と接触した後 14 日間は不要不急の外出を控えるなど保健所の指示に従ってください。

詳しくは、濃厚接触者と判断された際に、保健所から伝えられる内容を確認してください。

以上

○本件についての問合せ先

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03－5253－1111（内線4853，4854）

FAX：03－3595－2674

E-mail：[hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

(別添)

事 務 連 絡

令和2年4月17日

各 

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 都 | 道 | 府 | 県 |
| 指 | 定 | 都 | 市 |
| 中 | 核 | 市 |   |

 保育主管部（局）  
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

厚生労働省子ども家庭局保育課

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出された後の保育所等の対応については、「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、保育課、子育て支援課事務連絡。以下「令和2年4月7日付け事務連絡」という。）によりお示したところである。今後、国内の新型コロナウイルス感染症の患者の増加が見込まれることから、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者（医師、看護職員、臨床検査技師、臨床工学技士、薬剤師、保健所職員等）等の確保のため、保育所等における対応について以下のとおりとりまとめたため、貴職におかれては十分御了知の上、貴管内の市区町村及び関係者等に対して周知し、遺漏のないよう配意願いたい。

## 記

### 1 保育所等における対応について

令和2年4月7日付け事務連絡において、市区町村等に対し、保育所等の規模を縮小して開所することや臨時休園等を行った場合であっても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者等の子どもの預かりが必要な場合の対応について検討頂くようお願い申し上げたところであるが、医療需要が増大していること等

に鑑みて、子どもの預け先が無くなることで、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職をせざるをえないような状況が発生しないよう、引き続きこの対応を徹底すること。

## 2 医療従事者等の子どもに対する預かりの拒否について

新型コロナウイルス感染症に係る対応において、医療従事者等の子どもの預かりが拒否される等の事例が指摘されているところであるが、医療従事者等は、感染防御を十分にした上で、対策や治療にあたっている。新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者等の子どもに対する偏見や差別は断じて許されるものではなく、市区町村及び関係者等においては、このような偏見や差別が生じないよう十分配慮すること。

なお、保育所等における差別や偏見の禁止については、政府広報においても周知予定である。

以上

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しているため、感染者等に対する偏見や差別への対応、出席停止等の取扱い及び幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供について、これまで「新型コロナウイルス感染症に対応した持続可能な学校運営のためのガイドライン」等でお示ししていた内容を、改めてお知らせいたします。

事務連絡

令和2年12月11日

各都道府県私立学校主管課

附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課 御中

各都道府県教育委員会幼稚園主管課

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

医療従事者等の子どもに対する幼稚園における新型コロナウイルスへの対応に関する取扱いの徹底について

平素より幼児教育の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応については、[「新型コロナウイルス感染症に対応した持続可能な学校運営のためのガイドライン」](#)（以下「ガイドライン」という。）等によりお示ししているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、一部の地域では医療提供体制がひっ迫している状況であること等を踏まえ、特に留意いただきたい点について、これまでガイドライン等でお示ししていた内容を、改めてお知らせいたします。

つきましては、内容を御了知の上、各都道府県教育委員会幼稚園主管課においては域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立幼稚園に対して周知されるよう御願います。

記

1. 感染者等に対する偏見や差別への対応について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにしてください。



## 2. 出席停止等の取扱いについて

幼児の感染が判明した場合又は幼児が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。

[「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）」](#)

### 第 4 章 感染が広がった場合における対応について

#### 2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

##### (1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

##### ② 感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取ります。

なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 2 週間とします。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、幼児に発熱等の風邪の症状がみられるときに、同条に基づく出席停止の措置を取ります。感染がまん延している地域（レベル 2 や 3 の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ります。

[「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）」](#)

### 第 2 章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

#### 2. 基本的な感染症対策の実施

##### (1) 感染源を絶つこと

##### ① 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底します（レベル 3 及びレベル 2 の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにしてください）。このためには、保護者の理解と協力を得ることが不可欠となります。

この場合、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童生徒等の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。

### 第 4 章 感染が広がった場合における対応について

#### 2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

##### (2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。（この場合、指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。）

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

なお、保護者の職業や勤務先の状況のみをもって、当該保護者の子供を濃厚接触者に特定された子供と同様の状況にあるとみなし、登園を避けるよう要請す

ることは適切な取扱いとは言えません。

### 3. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供について

12月3日に改訂した[「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」](#)において、幼児や教職員の感染が確認された場合でも、臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断することとしています。が、幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討してください。特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子供の保育が必要な場合等については積極的な対応を検討してください。

また、これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断してください。

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 【担 当】 | 文部科学省初等中等教育局幼児教育課    |
| T E L | 03-5253-4111（内線）3136 |
| 直 通   | 03-6734-3136         |
| F A X | 03-6734-3736         |

(参考①) 学校において感染者等が発生した場合の対応について ([「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～\(2020.12.3 Ver.5\)」](#)より)

#### 第4章 感染が広がった場合における対応について

##### 2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

###### (1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

###### ① 学校等への連絡

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることになります。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うことになります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や学校設置者も協力してください。

なお、文部科学省では、学校に感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しています。感染者が発生した場合には文部科学省にご報告いただくとともに、対応について疑義がある場合などにはご相談ください。

(参考②) 濃厚接触者について (厚生労働省HP [新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）](#)より)

##### 3. 新型コロナウイルス感染症の予防法

問3 濃厚接触者とはどのような人でしょうか。濃厚接触者となった場合は、どんなことに注意すればよいでしょう。

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。接触確認アプリを利用いただくと、陽性者と、1m以内、15分以上の接触の可能性がある場合に通知が行われ、速やかな検査や治療につながります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後14日間は、健康状態に注意を払い（健康観察）、不要不急の外出は控えてください。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見は[こちら](#)をご覧ください。

また、速やかに感染者を把握する観点から濃厚接触者についても原則検査を行う方針としています。(<https://www.mhlw.go.jp/content/000635506.pdf>)

なお、検査結果が陰性となった場合であっても、感染した方と接触した後14日間は不要不急の外出を控えるなど保健所の指示に従ってください。

詳しくは、濃厚接触者と判断された際に、保健所から伝えられる内容を確認してください。